

平成27年第1回大多喜町議会定例会12月会議を開きました。

◎提出された議案の会議結果は次のとおりです。

議案番号	件名及び内容	議決月日	審議結果
諮問 第1号	<u>人権擁護委員候補者の推薦について</u> 人権擁護委員5名のうち、小高康伸氏（泉水）が平成28年3月31日をもって任期満了となるため、同氏を推薦することについて議会の意見を求めました。	12月9日	適任者と認める
議案 第68号	<u>夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について</u> 組合が共同処理する事務として定めていた「市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び実施のための連絡調整に関すること」を削る改正と、行政不服審査法の全部改正に伴い第3者機関を設置することが義務付けられたことから、当該機関の設置及び運営を共同処理する事務に加えることについて、夷隅郡市内市町村と協議することを議決しました。	12月10日	原案 可決
議案 第69号	<u>町道の認定について</u> 町道認定基準に適合するため、次の2路線を町道に認定しました。 ・田丁公民館線 延長 265.4m 幅員 4.5m～6.5m ・平塚東原線 延長 139.0m 幅員 3.0m～8.0m	12月10日	原案 可決
議案 第70号	<u>大多喜町土地開発基金の設置に関する条例を廃止する条例の制定について</u> 公共用に供する土地を先行取得することにより事業の円滑な執行を図るため、昭和46年に本基金を設立し有効活用してきたが、公共施設の新規整備がほぼ完了していることから平成28年4月1日をもって本条例を廃止することにしました。 現金（基金）は一般会計へ繰入れ、土地は基金財産から公有財産へ区分変更します。 現金 251,606,771円 土地 93,222,080円 13筆 6939.94㎡	12月10日	原案 可決
議案 第71号	<u>大多喜町定住化基金条例の制定について</u> 大多喜町の人口定住化に資するために行う土地の取得、造成、住宅の建設、土地及び住宅の分譲等に要する経費に充てるために基金を設置しました。 基金の財源は、土地開発基金を予定しています。 施行期日 平成28年4月1日	12月10日	原案 可決
議案 第72号	<u>大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定について</u> (1) 平成27年度税制改正により徴収猶予制度の改正が行われたことにより、本条例の一部改正を行いました。 現在徴収猶予制度は、納税者の申請に基づく徴収の猶予、また職権による換価の猶予が認められているが、今回の改正により	12月10日	原案 可決

	<p>新たに申請による換価の猶予制度が新設されました。また、担保の提供などについての基準を規定しました。</p> <p>(2) 大多喜町税条例等の一部を改正する条例の一部改正、平成27年条例第19号(4/28会議)で改正した税条例を一部改正するもので、地方税法施行規則等の一部改正により、地方税当局(県・町)へ提出する申告書等の様式に提出するものの個人番号又は法人番号を記載する等の改正条例中、法人番号については「マイナンバー法」に基づくものである旨の注釈を追加しました。</p>		
議案 第73号	<p><u>大多喜町債権管理条例の制定について</u></p> <p>町が保有する町税、使用料などの債権(公債・私債)は、適用される法令により時効等が異なっています。そのため、適正かつ効率的な債権管理を行うため事務処理基準を条例化しました。</p> <p>特に時効の援用がない場合の私債権についても債権放棄を可能としました。</p>	12月10日	原案 可決
議案 第74号	<p><u>大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u></p> <p>後期高齢者医療保険料の延滞金の割合の特例を、商業手形の基準割引率から租税特別措置法に基づく特例基準割合に改正しました。(国税の延滞税の割合の特例に準拠させるもの)</p> <p>また委任条項を追加しました。</p>	12月10日	原案 可決
議案 第75号	<p><u>大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u></p> <p>一般廃棄物の取扱手数料のうち、環境センターへ直接持込む持込手数料を事業所(者)以外について、3円/kgから20円/kgに、事業所(者)について、6円/kgから20円/kgに改正しました。</p> <p>また産業廃棄物処理手数料(持込料金)を6円/kgから20円/kgに改正しました。</p> <p>平成28年4月1日から適用。</p>	12月10日	原案 可決
議案 第76号	<p><u>大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について</u></p> <p>介護保険の総合事業を平成28年2月1日から行うことに伴い、実施期日を定めた条例附則を改正しました。</p> <p>(現行 平成29年4月1日)</p>	12月10日	原案 可決
議案 第77号	<p><u>大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について</u></p> <p>水道料金の徴収方法について、現行条例では納入通知書により徴収すると規定されていますが、既に口座振替による徴収を行っていることから同条に口座振替を追加しました。</p> <p>また納付期限について必要な事項を加えました。</p>	12月10日	原案 可決
議案	<p><u>平成27年度大多喜町一般会計補正予算(第6号)</u></p> <p>既定の歳入歳出予算の総額に、652,814千円を追加し、</p>	12月10日	原案

第78号	歳入歳出予算の総額を5,432,778千円としました。 また、大多喜中学校パソコン導入費22,164千円について債務負担行為することを議決しました。		可決
議案 第79号	<u>平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)</u> 既定の歳入歳出予算の総額に、3,975千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,569,768千円としました。	12月10日	原案 可決
議案 第80号	<u>平成27年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第2号)</u> 既定の歳入歳出予算の総額に、181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,083,372千円としました。	12月10日	原案 可決
議案 第81号	<u>平成27年度大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)</u> 収益的支出を、4,242千円増額し、予定額を499,511千円としました。 また、資本的収入に2,548千円増額し、予定額を91,318千円としました。	12月10日	原案 可決